

新監査公表第 16 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成29年3月21日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 水 澤 仁
 同 小 泉 伸 之

監査結果等に基づく措置

平成28年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（平成28年12月26日新監査公表第12号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 当初契約時の工期内に工期変更及び工事中止に伴う工期変更に係る契約等の手続きをしていなかったもの（水道局総務部経理課）</p> <p>建設工事においては、工事中止を含め、工期変更を行う場合、建設業法第19条第2項により、発注者及び受注者は、原則として工期変更に係る工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないと定められている。しかし、水道局においては、工期延長通知・一時中止通知等は当初工期内に行われ双方の合意形成がなされてはいたが、多くは当初工期内に工期変更協議書を取り交わすなどの法定の手続きを行っていなかった。</p> <p>水道局では、定期監査実施前に、本件に係る問題を認識してはいたものの未だ改善はなされておらず、また、工事中止に伴う工期延長についても、同様の問題が生じることを今回の定期監査においてはじめて認識した状態であった。</p> <p>これらは書面上において契約の責任の所在が不明確になりかねず、契約事務としては不適切である。今後は、本件について、速やかに改善するとともに、市長部局との定期的な連絡会議を有効活用したうえで、水道局における契約事務の制度主管課として、契約事務に係る手続きの検証・見直しを行い、建設業法等法令を遵守した適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>【合規性】</p>	<p>従来より、工期・契約金額の両方を同時に変更する案件については変更契約書を取り交わす処理方法としていたが、工期のみの変更を行う場合であっても、工期延長願によるものについては平成29年1月から、工事の一時中止によるものについては平成29年2月から、それぞれ変更契約書を取り交わすよう事務手続を改めた。 （平成28年12月21日・平成29年1月25日）</p>	<p>各種研修や市契約部署との連絡会議等を通じて、最新の情報の収集に努めるとともに、業務フローを随時自己点検し、各業務手順において遺漏のない事務処理を徹底する。 （平成29年1月4日）</p>	<p>水道局総務部 経理課</p>